

成年後見制度についてお伺いします。  
認知症や精神障害などで判断能力が十分でない人の生活を支えるため、財産管理や契約などを第三者が代りに行う「成年後見制度」は介護保険制度と同じ2000年度からスタートしました。しかしながら、制度が必要な人は人口の1%いると言われていたなか、成年後見制度の利用者は2016年度末で約20万人と、あまりに少ない状況でした。

制度利用者改善のため、2016年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が成立、同年5月に施行されました。さらに本年3月には、政府が「利用促進基本計画」を閣議決定し、財産管理だけではなく意思決定支援や身上保護を重視することや地域でネットワークをつくり中核となる機関を設置することなどを柱として打ち出しました。

埼玉県志木市では、いち早く利用促進条例を制定。閣議決定の内容を先取りして、計画を練る審議会や中核機関を設けると明記しました。

そこで一点目に、区としてこれらの国の動きをどのように捉え、取り組まれるお考えなのかお聞かせください。

二点目に、社会貢献型後見人の利用条件に関連してお伺いします。

現在、練馬区の高齢化率は21.7%、一人暮らし高齢者は約4万9千人であり、今後ますます認知症高齢者が増加してまいります。

こうしたなか、区の市民後見人制度利用者は高齢者・障がい者施設の入所者7名のみであり、利用者が少ない状況です。

こうした状況の背景として、区の社会貢献型後見人を付けられる条件が、親族がいないまたは支援が見込める親族のない方であり、資産がおおむね1千万円以下、さらに施設に入所している方との厳しい条件となっているためと考えられます。

そこで提案ですが、本来この制度を必要としている在宅高齢者へ利用の門戸を開いていくため、条件緩和を要望いたしますが、区のご所見をお聞かせください。

三点目に、成年後見制度の周知・啓発に関連してお伺いします。

現在、行政側での成年後見人を紹介する場合は、区では区長申し立てによる場合と社協「ほっとサポートねりま」での紹介による場合などのル

一トがあり、被後見人の状況に応じて、弁護士、司法書士、社会福祉士、社会保険労務士等の方や講習を受けた区民である社会貢献型後見人に依頼をしております。

一方、品川区では、区長による家裁申し立てが例年50件程度、社協による社会貢献型後見人による場合が約10件程度あるそうです。

練馬区での区長申し立てによる場合は、ほぼ同数ですが、社協による社会貢献型後見人のケースが少なく、本当に必要な方々への制度周知や啓発が足りないように思われます。

区は、この点に関してどのようにお考えなのかお伺いします。

四点目に、成年後見人を付ける際の費用の補助についてお伺いします。

区では、身寄りが無く区長申し立てを行う場合には、費用の一部補助しております。しかし、それ以外の場合、費用の一部補助をしておらず、成年後見人を付けようと思うが経済的に厳しい家庭が付けるのをやめているケースが多数あると思います。そこで、提案ですが所得を条件に成年後見人を付ける場合の一部助成を行い利用促進を図ってはいかがでしょうか、区のご所見

をお聞かせください。

五点目に、成年後見人の養成に関連してお伺いします。現在、社協「ほっとサポートねりま」にて社会貢献型後見人の養成を行っているとお伺いしておりますが、その人数は、年数名に留まっていると伺っております。

本来、成年後見が必要な方は、先に示した通り、もっと多く、そのニーズを満たすためには社会貢献型後見人の養成人数を増やしていかなくてはならないと考えます。更に養成人数を増やすことを要望いたします。

また、「ほっとサポートねりま」自体が法人後見として区民を支え安心して活動ができるよう、区が働きかけを行なうべきと要望いたします。例えばNPO法人等が法人後見となり、それを社協が監督するなど方法もいくつか考えられます。あわせて区のご所見をお聞かせください。

## 副区長答弁

まず、今後の区の取組についてです。団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年度までに、区の認知症高齢者は約 7 千人、3.3%増加する見込みです。区では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域全体で高齢者を支えていく地域包括ケアシステムの構築を進めています。成年後見制度は高齢者を支える仕組みの一つとして不可欠な制度と認識しています。今後、国や他自治体との動向を踏まえ、制度の周知や運用等を具体的に検討し実施してまいります。

次に、市民後見人とも言われる専門職でない方がつく社会貢献型後見人についてです。区では、社会貢献型後見人の対象を、施設職員による介護や見守りが行われている施設入所者で、虐待や財産争いなどが無い方に限定しています。これは、社会貢献型後見人に過度の負担が生じないように配慮しているためです。現時点では、判断能力がないひとり暮らしの在宅高齢者は、専門職後見人の対象とすることが適切であると考えています。また、区では平成 30 年度から、現在 4 か所に配置している認知症地域

支援推進員を、25 か所の地域包括支援センターに配置し、ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業を開始します。こうした取組によって判断力の衰えた方などを発見しやすくし、後見人につなげてまいります。

成年後見人制度については、今年度、後見制度をより身近なものとして捉えていただけるよう、新たな試みとして寸劇を交えた講演会を実施しました。今後も周知・啓発方法を工夫し、制度の利用促進に努めます。併せて、支援が必要な方を見逃さないため、高齢者相談センターや福祉事務所の職員に対する研修にも力を入れてまいります。

成年後見人への報酬費用の助成については、現在、生活保護受給者の方やそれに準ずる方に、区長が成年後見の申立を行った場合に限り助成を行っています。23 区の中には、区長申立以外に助成を行っている区もあり、今後、助成対象の拡大に向けて検討してまいります。

次に、成年後見人の養成についてです。社会貢献型後見人は、半年の研修と練馬区社会福祉協議会の生活支援員としての実務経験を経ることとしています。一方で、こうした研修の受講

や責任の重さを軽減するため、バックアップ体制の充実など、後見人への支援のあり方を検討してまいります。

法人後見については、長期にわたる場合であっても途切れることなく後見が行われることから実現を望む声が寄せられております。現在、社協が受任することについて協議しております。また、社協が区内NPO法人とネットワークをつくり、NPO法人の成年後見監督人を担うこと等の検討を進めています。

以上